



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 7 月 21 日 (木 曜 日) 第 325 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

<p>規 則</p> <p>○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1</p> <p>告 示</p> <p>○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…… (自然環境課) 1</p>	頁	<p>公 告</p> <p>○公共測量の終了の通知…… (管理課) 2</p> <p>○都市計画の変更図書の写しの縦覧…… (都市計画課) 2</p> <p>監 査 委 員 公 告</p> <p>○監査結果の公表…… 2</p> <p>正 誤</p> <p>○令和4年3月10日付け県公報 (第 287号) 中…… 2</p>
--	---	--

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第36号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和46年宮崎県規則第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面 (法第85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定により許可を受ける場合を除く。)</p> <p>ク [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(許可の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面 (法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により許可を受ける場合を除く。)</p> <p>ク [略]</p> <p>(4) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 471号

保安林の指定施業要件の変更 (令和4年宮崎県告示第 401号) に

係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

(1) 日南市役所

柿原榮、日高哲治、日高隆輝

(2) 門川町役場

右松アサノ、右松国博、右松今朝治、岩田實、黒田輝一、黒木弘志、松川浩之、水島等、朝倉丈吉、長友満、米良泉

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 401号によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、九州森林管理局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業地域

宮崎市、日南市、日向市、小林市、児湯郡都農町、木城町、川南町、東諸県郡綾町、国富町

3 作業終了日

令和 4 年 5 月 27 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

西都市

2 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

西都都市計画道路

(2) 名称

3・5・9号公園通線

3・5・10号高校前通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県西都土木事務所

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき令和 4 年 4 月 21 日に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 21 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦

宮崎県監査委員 安 樂 健 一

宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎

宮崎県監査委員 山 下 博 三

正 誤

令和 4 年 3 月 10 日 付け 県 公 報 (第 287 号) 中

ページ	段	行	誤	正
7	左	54	一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年 3 月 21 日 農 林 水 産 省 告 示 第 4 0 1 号 で 指 定 さ れ た 重 要 流 域 を い う。）に 係 る も の に 限 る。）で 定 め る と ころ に よ る。 昭和27年12 月 25 日 農 林 省 告 示 第 6 6 4 号 二(一) 変更に係る指定施業要件 1 立木の伐採方法 変更しない。 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。	
7	右	26	二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市（次の図に示す部分	一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市・延岡市（以上 2 市

			に限る。)	について、次の図に示す部分に限る。)	
7	右	38	三	二	

--	--